

バリアフリー水準の向上のための措置を求める意見書

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー新法（以下「法」という。）施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においては様々な事情から、法に基づく基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇の在り方についても一層の向上、強化及び推進が急務となっている。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現や、政府が目指す一億総活躍社会の実現に向けては、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化を進める必要があるが、そのためには、法改正により、制度面から地域課題の解決を図ることが不可欠である。

よって、国においては、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、バリアフリー施策の見直しを進めるに当たり、全国各地のバリアフリー水準の向上のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 法改正を行うとともに、円滑に施行すること。
- 2 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 3 公共交通事業者がハード・ソフトの両面における一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 4 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞く仕組みを検討すること。また、バリアフリーに関する国民の理解を深めるとともに、国民の協力を得られるよう、国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 5 法改正後、円滑な施行に向けて、改正内容について十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
総	務		大	臣	宛て
国	土	交	通	大	臣
警	察	庁	長	官	

福島県議会議長 吉田栄光